

次世代育成支援対策推進法に基づく  
一般事業主行動計画

平成28年8月

公立大学法人埼玉県立大学

育児や子育てに関わる全教職員が、その能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間： 平成 28 年 8 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日までの 2 年間

## 2. 目標及び対策の内容

目標 1：育児に関する休暇、休業の取得促進と取得しやすい環境を整備する

<対策>

- 平成 28 年 8 月～ 育児に関する休暇等の制度を周知する
- 平成 28 年 10 月～ 育児休業期間中の代替要員の獲得体制を整備する

目標 2：妊娠中の女性及び育児のための休憩室を整備する

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ 妊娠中の女性及び子育てを行う教職員が、搾乳、休養等できる休憩室の設置を検討する
- 平成 28 年 8 月～ 上記休憩室の運用を開始する

目標 3：所定外労働の削減を図る

<対策>

- 平成 28 年 8 月～ 効率的かつ効果的に業務を進めるために、業務分析・見直しを行い、所定外労働の削減を図る
- 平成 28 年 8 月～ ノー残業デーの実施について、各所属部署に応じた働きかけを行う

目標 4：年次有給休暇の取得を促進する

<対策>

- 平成 28 年 8 月～ 計画的な年次有給休暇の取得についてメール等による周知を徹底し、取得促進を図る
- 平成 28 年 10 月～ 子育てや介護を行う教職員が、必要に応じて円滑に休暇を取得できるよう、業務分担の工夫等を行う。

目標 5：ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供と研修を実施する

<対策>

- 平成 28 年 8 月～ ワーク・ライフ・バランスに関する情報をメール等で発信し、周知徹底を図る
- 平成 28 年 8 月～ ワーク・ライフ・バランスに関する研修会を実施し、意識啓発を進める